

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

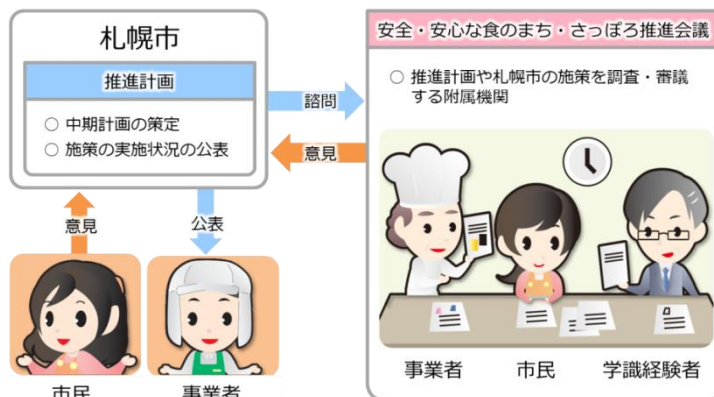
(1) 推進会議における審議等

推進会議は、条例の規定に基づき設置され、市民、事業者、学識経験者等の20人以内によって組織され、任期は2年となっています。

推進会議は、推進計画及び食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議

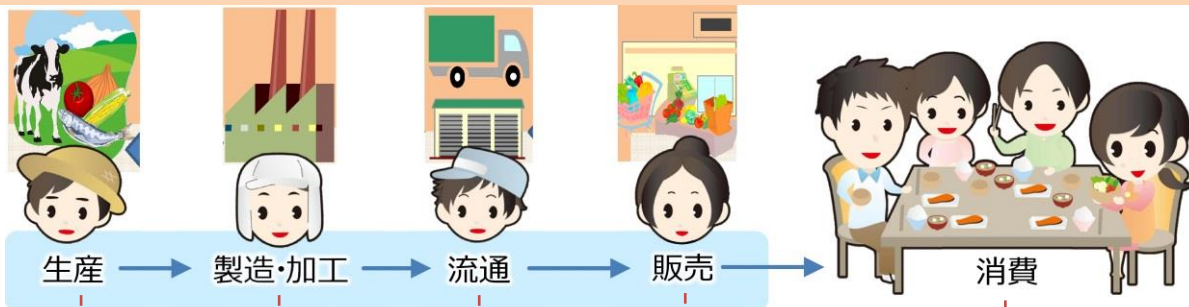
し、意見を述べる札幌市の附属機関として位置づけられています。

第3次推進計画に定める施策の実効性を高め、計画を着実に推進するため、毎年度、計画の実施状況を推進会議に報告し、意見を求めることとしています。



(2) 庁内の連携

生産から消費までの食の安全・安心の確保と食を通じたまちづくり



経済観光局（農政部）
安全な農畜産物の生産、
地産地消の推進

経済観光局（中央卸売市場）
安全な生鮮食料品の流通

子ども未来局
保育所給食

保健福祉局（衛生研究所）
食品の検査

教育委員会
学校給食

経済観光局（産業振興部）
食関連産業の振興

市民文化局
消費者教育

保健福祉局（保健所・ウェルネス推進部） 監視指導、市民への情報提供、食育等

経済観光局（観光・MICE 推進部） 食のイベント、観光客誘致

総務局（広報部） 広報

他の施策
（危機管理対策など）

札幌市食の安全に関する連絡会議

札幌市では、生産、製造、流通から消費までの食に関する関係部局の連携を強化し、市民の健康の保護を図るため、「札幌市食の安全に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を2003年度（平成15年度）から常設しています。

この連絡会議を核として、庁内の関連施策と整合を図りながら、第3次推進計画に掲げる施策を実施します。

(3) 関係機関・団体との連携

広域に流通する食品の安全確保や適正表示の徹底など、効果的な施策の推進に向け、関係省庁や北海道をはじめとする関係機関・団体との情報交換や連携を図ります。

さらに、科学的な知見が集積する研究機関との連携に努め、情報の収集を行います。

2 進行管理

(1) 指標の設定

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の目指す都市像の実現に向けた各施策の推進状況を評価する際の目安として、それぞれ以下のとおり指標を設定します。（各指標における目標値等は別表のとおり）

なお、前計画の指標のうち、目標を達成し、事業目的を果たした事業に係る項目については第3次推進計画の指標から除外したほか、一部未達成の項目についても、より適切に事業の効果を図ることができると考えられる指標に見直しを行いました。

ア 大規模食中毒の発生件数

目指す都市像の「食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている」に係る施策の進捗状況を評価するため、大規模食中毒の発生件数を指標として設定しています。

前計画においては、同一の指標を設定し目標を達成していますが、健康被害の拡大を防止するという目的のもと、引き続き指標として設定しています。

イ 重点監視指導対象施設の監視指導実施率

目指す都市像の「食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている」に係る施策の進捗状況を評価するため、特に重点的に監視指導をする必要がある施設として選定している重点監視指導対象施設の監視指導実施率を新たな指標として設定しています。

前計画においては、監視指導に関する項目として「観光客向け施設・大型イベントの監視件数」を設定していましたが、事業者のHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、監視件数を主とする指標ではなく、食品の製造量や流通範囲、自主管理状況等を考慮して選定した施設に対する監視指導の実施に関する内容としています。

ウ さっぽろ食の安全・安心推進協定事業者のうち、HACCPに沿った衛生管理を十分

に実施していると回答する事業者の割合

目指す都市像の「個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、さっぽろ食の安全・安心推進協定事業者のうち、HACCPに沿った衛生管理を十分に実施していると回答する事業者の割合を新たな指標として設定しています。

前計画においては、事業者の食の安全・安心の確保に向けた行動を計る指標として、「実務講習会の受講率」を設定していましたが、講習会による知識の習得だけでなく、実際の営業時における衛生管理の意識や行動を計るための内容としています。

エ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合

目指す都市像の「一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている」に係る施策の進捗状況を評価するため、食品の安全性に関する市民の理解度を計る項目を指標として設定しています。

前計画においては、同一の指標を設定し、一定の理解度の向上は見られましたが、目標値への到達に向け、引き続き指標として設定しています。

オ 食品等の安全性に関する学習に係る事業（子ども食品Gメン体験事業及び食の安全・安心モニター事業）の応募者数

目指す都市像の「一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、食品等の安全性に関する学習に係る事業として実施する子ども食品Gメン体験事業及び食の安全・安心モニター事業における応募者数を新たな指標として設定しています。

前計画においては、市民の食品の安全性に関する理解と関心を計る指標として、「食育ボランティア数」を設定していましたが、市民向けの食の安全・安心により重点を置いた取組の関心を計るための内容としています。

カ 食の安全に取り組む事業者等の情報に触れ、飲食店等の利用又は食品の購入時の行動を見直した市民の割合

目指す都市像の「一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている」、「市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている」、「市民や観光客等が、安心して食を楽しめる」及び「食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている」に係る施策の進捗状況を評価するため、市民が飲食店等の利用や食品購入時の行動の変化に関する項目を新たな指標として設定しています。

前計画においては、市民の食の安全に関する理解や関心を計る指標として、「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」等を設定していましたが、食の安全・安心に関する知識の有無だけではなく、市民が安全・安心に関する取組を積極的に実施している事業者の情報を知ること、食品の購入時や飲食店の利用時等において、これらの事業者を自ら選択するなど、食の安全を意識した行動変容を計

るための内容としています。

キ 映像を活用した食の安全・安心に関する情報発信日数

目指す都市像の「市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている」、「市民や観光客等が、安心して食を楽しめる」及び「食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、映像を活用した食の安全・安心に関する情報発信日数を新たな指標として設定しています。

前計画においては、市民と事業者の間で食に関する信頼関係を計る指標として、「イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数（延べ回数）」を設定していましたが、既に目標値を達成したことから、新たな取組である映像等を活用した情報発信に関する内容としています。

ク 食の安全・安心おもてなしの店登録事業のPR回数

目指す都市像の「市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている」、「市民や観光客等が、安心して食を楽しめる」及び「食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている」の推進に向けた施策の進捗状況を評価するため、衛生面に優れているだけでなく、食に関連する一歩進んだ取組（栄養成分表示、外国語対応、地産地消の推進等）を実施している店舗である「食の安全・安心おもてなしの店登録事業」のPR回数を指標に設定しています。

前計画においては、当該事業の登録施設を指標として設定しており、既に目標値を達成したことから、当該事業及び登録施設のPRを積極的に実施することを目的とした内容としています。

(別表)

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の指標

目指す都市像			
	項 目	現状値	目標値 (2029)
①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。			
	・大規模食中毒 ^{※1} の発生件数（毎年）	0件	0件／年
	・重点監視指導対象施設の監視指導実施率（毎年）	97.9% ^{※2}	100%／年
②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動している。			
	・さっぽろ食の安全・安心推進協定事業者のうち、HACCPに沿った衛生管理を十分に実施していると回答する事業者の割合	53.9% ^{※3}	70%
③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。			
	・食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	62.6% ^{※4}	80%
	・食品等の安全性に関する学習に係る事業（子ども食品Gメン体験事業及び食の安全・安心モニター事業）の応募者数	585人 ^{※5}	1,000人
④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。			
⑤市民や観光客等が、安心して食を楽しめる。			
⑥食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値がついている。			
	・食の安全に取り組む事業者等の情報に触れ、飲食店等の利用又は食品の購入時の行動を見直した市民の割合 ^{※6}	37.0% ^{※7}	50%
	・映像を活用した食の安全・安心に関する情報発信日数	365日 ^{※5}	1,000日
	・食の安全・安心おもてなしの店登録事業のPR回数	12回 ^{※5}	30回

※1 患者 500 名以上の食中毒（「食中毒処理要領」（生食発 0329 第 17 号平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省厚生労働省通知の別添）に基づく大規模食中毒の定義による）

※2 2020 年度（令和 2 年度）～2023 年度（令和 5 年度）の平均値

※3 2024 年度（令和 6 年度）における、さっぽろ食の安全・安心推進協定事業者向けアンケート調査の結果

※4 2022 年度（令和 4 年度）第 1 回市民意識調査結果

※5 第 2 次計画期間（2020 年度（令和 2 年度）～2023 年度（令和 5 年度））における実績値

※6 第 2 次戦略ビジョンアクションプラン2023における指標

※7 2024年度（令和5年度）に実施した指標達成度調査の結果

(2) 計画の進行管理

施策の実効性を高めるために、毎年度、実施状況を推進会議に報告し、意見を求めるとともに、その内容を公表することで、計画の進行管理を図っていきます。